

平成19年度高松市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2および高松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高松市条例7号）第6条の規定に基づき、平成19年度の高松市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成20年9月30日

高松市長 大西 秀人

1 任免および職員数

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

（単位：人，平成19年度）

区分	採用	退職			昨年度採用	昨年度退職
		定年	勸奨	自己都合その他		
一般行政職	事務	22	46	10	9	60
	介護		1			
	司書					
	学芸員					
	文化財専門員					
	土木	4	6			4
	農業土木		5	2		3
	建築	3	2	1		7
	機械				1	
	電気	1	5			2
	化学	1	1			
	農業					1
	水産					
	園芸					
	造園					
保育士	16	3	20	10	19	
医師	9			7	7	
歯科医師						
薬剤師	1	2		2	1	
栄養士					2	
診療放射線技師				1		
臨床検査技師	1			1		
臨床工学技士						
理学療法士	2					
視能訓練士						

作業療法士	2				1	1
言語聴覚士						
歯科衛生士						
あん摩マッサージ指圧師						
臨床心理士						
獣医師	2			1	3	
保健師	2		1	1		2
助産師	1			1	2	
看護師	7	4	1	6	2	19
消防職員	21	36	1	3	13	22
技能職員	1	10	14	2	1	27
計	96	121	50	44	53	176

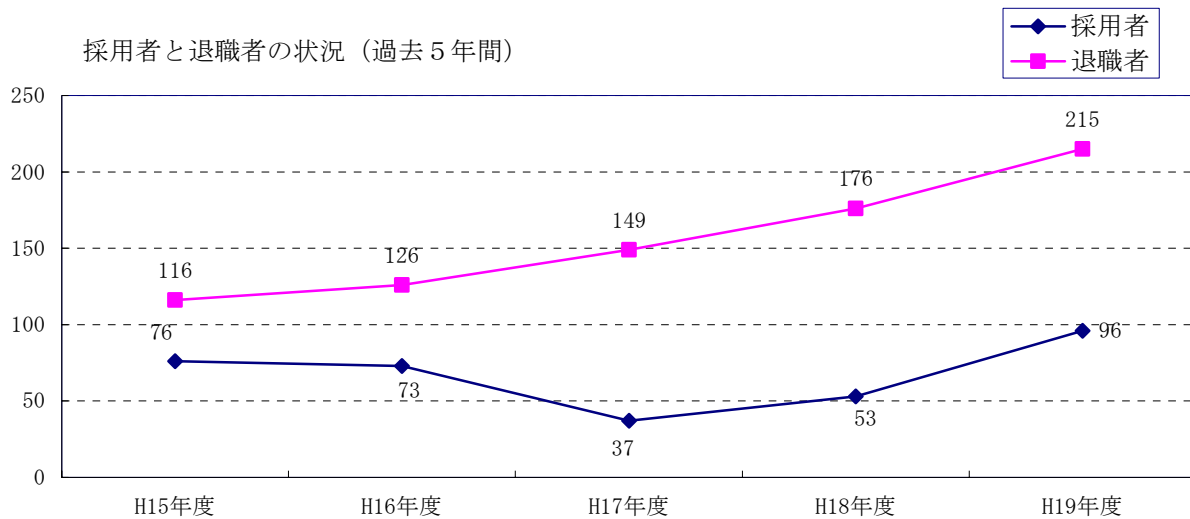
(2) 採用試験の実施状況 (平成 19 年度)

職種		申込者数	受験者数	1次合格	最終合格	実競争率	年齢上限
		(人)	(人)	者数(人)	者数(人)	(倍)	(歳)
大学卒	事務	391	338	74	38	8.9	29
	事務(文化財専門員)	38	36	3	1	36.0	29
	土木	26	22	9	4	5.5	29
	建築	3	3	2	1	3.0	29
	機械	4	4	4	2	2.0	29
	電気	11	7	6	3	2.3	29
	化学	17	15	3	1	15.0	29
	消防	191	175	40	21	8.3	29
短大卒等	事務	34	33	6	3	11.0	25
	土木	5	2	1	1	2.0	25
	保育士	110	96	51	25	3.8	25
	栄養士	24	22	2	1	22.0	29
	保健師	33	33	9	3	11.0	29
	臨床工学技士	3	3	2	1	3.0	29
	助産師(6月)	1	1	1	1	1.0	39
	助産師(9月)	1	1	1	1	1.0	39
	看護師(6月)	2	2	2	2	1.0	35
	看護師(9月)	9	6	6	6	1.0	35
消防	2	1	—	—	—	25	

高校卒	事務	49	42	4	2	21.0	23
	消防職員	52	49	8	3	16.3	23
	技能職員A	8	8	2	2	4.0	27
	技能職員B	6	5	2	—	—	27
合計		1,020	904	238	122	7.4	

(注) 1 助産師および看護師については、6月、9月の2回実施しました。

(注) 2 技能職員Aについては、調理師免許を有する人



(注) 採用者については、市町合併による関係町等からの採用分を除く。

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人，各年4月1日現在)

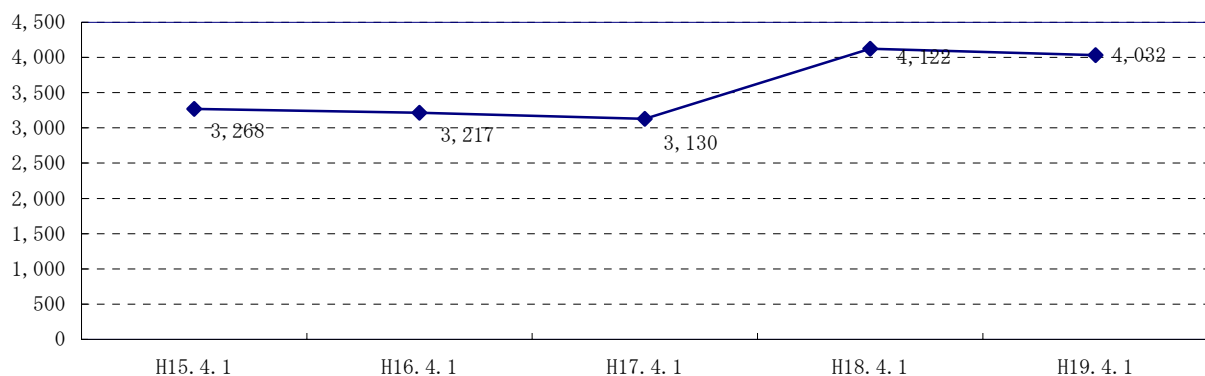
区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 18 年	平成 19 年		
一般行政	議 会	20	20	0	【増要因】 総合計画の策定，地域コミュニティの早期構築 2人 防災対策などの強化 3人 香川県後期高齢者医療広域連合などへの派遣 7人 業務量の増加など 15人 組織の新設 1人 【減要因】 事務の効率化 △28人 嘱託化など △23人 組織の統廃合 △4人 事務・事業の縮小 △7人 業務の委託 △2人
	総務企画	424 (1)	413 (7)	△ 11	
	税 務	143	137	△ 6	
	民 生	651 (5)	643 (4)	△ 8	
	衛 生	437 (1)	395 (4)	△ 42	
	労 働	4	3	△ 1	
	農林水産	87 (2)	83 (1)	△ 4	
	商 工	27	23	△ 4	
	土 木	234 (1)	230 (3)	△ 4	
	小 計	2,027 (10)	1,947 (19)	△ 80	

特別行政	教 育 消 防	641 (2) 508	611 (5) 507	△ 30 △ 1	【増要因】 業務量の増加など 2人 香川図書館開設 1人 【減要因】 嘱託化など △5人 組織の統廃合 △2人 事務・事業の縮小 △2人 配置基準による技能職減 △10人
	小 計	1,149 (2)	1,118 (5)	△ 31	
公営企業等会計	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他	510 (1) 187 93 156 (3)	505 (2) 186 93 183 (1)	△ 5 △ 1 27	【増要因】 市立病院リハビリ体制強化 7人 他市立病院への支援体制充実 2人 業務量の増加など 2人 【減要因】 事務の効率化 △12人 嘱託化など △2人
	小 計	946 (4)	967 (3)	21	
合 計		4,122 (16)	4,032 (27)	△ 90	
県派遣受入職員		6	8	2	
総 合 計		4,128 (16)	4,040 (27)	△ 88	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いている。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

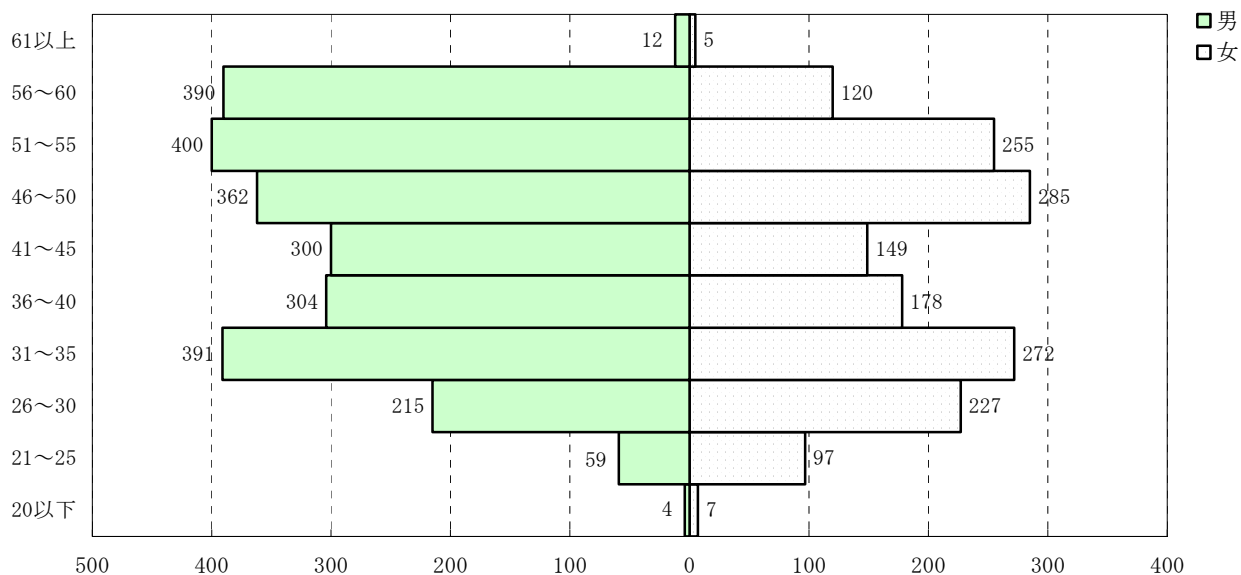
職員数の状況（過去5年間）



※ 年齢別男女別職員構成

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

性別	～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～	総計
男	4	59	215	391	304	300	362	400	390	12	2,437
女	7	97	227	272	178	149	285	255	120	5	1,595
総計	11	156	442	663	482	449	647	655	510	17	4,032



(2) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

本市の職員数は、平成 15 年度に策定した職員数の適正化計画（計画期間：平成 15～19 年度）に基づき、厳格な管理に努めてきたが、平成 17 年度における近隣 6 町との合併効果を生かし、地方分権の推進などによる新たな行政課題にも対応した上で、さらに簡素で効率的な行政運営を図るため、平成 19 年 7 月に新たな定員適正化計画を策定した。

① 定員適正化目標

計画期間内（平成 19～23 年度）に職員数を 431 人減員する。（削減率 10.4%）

② 定員適正化手法の概要

事務事業の廃止、縮小または見直し、アウトソーシングの積極的な活用推進、適正な職員配置、再任用職員、非常勤嘱託職員および臨時的任用職員等の活用、部内応援体制の活用、行政の情報化推進、職員の資質・能力の向上を図る中で、新たな行政需要への対応も踏まえ、計画の実現に向けて取り組む。

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況

(単位：人)

区 分	H18年度 (計画前年)		H19年度 (1年目)		(参考) 数値目標	
	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減
市長部門など	3,430	—	3,341	△89	3,040	△390
消防部門	508	—	507	△1	475	△33
水道部門	187	—	186	△1	179	△8
計	4,125	—	4,034	△91	3,694	△431

2 給与

1 人件費の状況 (普通会計決算)

(平成19年度)

住民基本台帳人口 H20.3.31現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	18年度の 人件費
42万1,109人	1,313億 3,640万4千円	36億 1,793万9千円	327億 5,018万6千円	24.9%	315億 3,852万3千円

(注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費には議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。

2 職員給与費の状況 (普通会計決算)

(平成19年度)

年度	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
18年度	3,143人	125億 9,138万0千円	21億 7,564万5千円	53億 7,049万7千円	201億 3,752万2千円	640万7千円
19年度	3,064人	126億 5,064万2千円	22億 8,130万9千円	52億 7,422万3千円	202億 617万4千円	659万5千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

3 特記事項

管理職手当の削減:平成19年度から定額化している管理職手当の月額を平成22年度まで15%減額。

4 職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

年度	一般行政職			技能職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
18 年度	34 万 3,243 円	39 万 9,346 円	43 歳 3 月	32 万 3,292 円	36 万 4,768 円	45 歳 9 月
19 年度	35 万 5,970 円	41 万 7,634 円	43 歳 4 月	33 万 8,424 円	38 万 3,289 円	46 歳 2 月

5 職員の初任給の状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分			高松市		国	
			初任給	採用 2 年経過日 給 料 額	初任給	採用 2 年経過日 給 料 額
一 般 行 政 職	大 学 卒	18 年度	16 万 6,796 円	18 万 124 円	17 万 200 円	18 万 2,200 円
		19 年度	17 万 200 円	18 万 6,800 円	17 万 200 円	18 万 2,200 円
一 般 行 政 職	高 校 卒	18 年度	13 万 5,632 円	14 万 5,040 円	13 万 8,400 円	14 万 6,700 円
		19 年度	13 万 8,400 円	14 万 6,700 円	13 万 8,400 円	14 万 6,700 円

(注) 高松市の 18 年度の額は、いずれも給料の減額後の額である。

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年		経験年数 15 年		経験年数 20 年	
		18 年度	19 年度	18 年度	19 年度	18 年度	19 年度
一 般 行 政 職	大学卒	26 万 9,496 円	27 万 8,775 円	31 万 9,824 円	32 万 7,835 円	36 万 8,233 円	37 万 5,006 円
	高校卒	21 万 5,992 円	22 万 6,325 円	26 万 5,360 円	27 万 5,678 円	30 万 9,115 円	32 万 5,033 円
技 能 職	高校卒	21 万 3,507 円	20 万 6,425 円	24 万 3,079 円	25 万 8,543 円	30 万 21 円	25 万 9,250 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

7 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

年度	区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
18 年度	職員数	21 人	68 人	159 人	324 人 (12 人)	175 人	398 人	353 人	302 人	58 人	23 人	2 人	1,883 人 (12 人)
	構成比	1.1%	3.6%	8.5%	17.2% (100%)	9.3%	21.1%	18.8%	16.0%	3.1%	1.2%	0.1%	100% (100%)
19 年度	職員数	112 人	143 人	511 人 (19 人)	523 人	344 人	143 人	46 人	22 人	1 人			1,845 人 (19 人)
	構成比	6.1%	7.7%	27.7% (100%)	28.3%	18.6%	7.8%	2.5%	1.2%	0.1%			100% (100%)

(注) 1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。なお、19 年度については、
国に準じた給与構造の改革を実施しており、9 級制を採用している。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

8 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当，退職手当

区分	高 松 市		国			
期末手当 勤勉手当	(平成 19 年度支給割合)		(平成 19 年度支給割合)			
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
	6 月期	1.4 月分 (0.75 月分)	0.725 月分 (0.35 月分)	6 月期	1.4 月分 (0.75 月分)	0.725 月分 (0.35 月分)
	12 月期	1.6 月分 (0.85 月分)	0.775 月分 (0.4 月分)	12 月期	1.6 月分 (0.85 月分)	0.775 月分 (0.4 月分)
	計	3 月分 (1.6 月分)	1.5 月分 (0.75 月分)	計	3 月分 (1.6 月分)	1.5 月分 (0.75 月分)
	職制上の段階，職務の級等による加算措置 有		職制上の段階，職務の級等による加算措置 有			

退職手当	区分		高 松 市		国	
	(支給率)	年度	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	18 年度	21.0 月分	32.76 月分	23.5 月分	30.55 月分
		19 年度	23.5 月分	30.55 月分	23.5 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	18 年度	33.75 月分	42.12 月分	33.5 月分	41.34 月分
		19 年度	33.5 月分	41.34 月分	33.5 月分	41.34 月分

	勤続 35 年	18 年度	47.5 月分	59.28 月分	47.5 月分	59.28 月分
		19 年度	47.5 月分	59.28 月分	47.5 月分	59.28 月分
	最高限度額	18 年度	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
		19 年度	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
	その他加算措置	18 年度	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
		19 年度	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
	退職時特別昇給	18 年度	無		無	
		19 年度	無		無	
	1 人当たり平均支給額	18 年度	482 万 8 千円	2,639 万 1 千円	—	
		19 年度	481 万 6 千円	2,667 万 9 千円	—	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 扶養手当, 住居手当, 通勤手当

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	摘要	高松市	国
扶養手当	・配偶者	1 万 3,000 円	1 万 3,000 円
	・配偶者以外の扶養親族	6,500 円	6,500 円
	・配偶者がいない場合 1 人目	1 万 1,000 円	1 万 1,000 円
	・満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子	各 5,000 円加算	各 5,000 円加算
住居手当	・最高支給限度額	3 万 200 円	2 万 7,000 円
通勤手当	・最高支給限度額	運賃相当額	5 万 5,000 円

(3) 特殊勤務手当

特殊勤務手当 (19 年 4 月)	職員全体に占める手当支給職員の割合		49.2%
	手当の種類 (手当数)		34
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護等手当
		多くの職員に支給されている手当	夜間特殊業務手当

9 特別職の報酬等の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	市長	111万円	
	副市長	89万7千円	
報酬	議長	72万7千円	
	副議長	64万7千円	
	議員	60万8千円	
期末手当	市長	6月期	1.6月分
		12月期	1.75月分
		計	3.35月分
	副市長	6月期	1.6月分
12月期		1.75月分	
計		3.35月分	

3 勤務時間その他の勤務条件

1 勤務時間

(平成19年4月1日現在)

開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	40時間

(注) 職場等により、上記と異なる場合があります。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇

(平成19年4月1日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
		年次有給休暇 一人当たりの平均取得状況 (平成19年) 11日7時間	
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 3年	有給
		私傷病の場合 180日	
病気休暇 取得人数 (平成19年度) 456人			
介護休暇			無給
介護休暇 取得状況人数 (平成19年度) 9人			
特別休暇 (主なもの)	女性職員の出産	産前8週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) ・産後8週間	有給
	男性職員の配偶者の出産	2日	
	職員の結婚	7日以内	

	忌引	配偶者が死亡した場合（10日以内） 父母または養父母が死亡した場合（血族…7日以内，姻族…5日以内）等	
--	----	--	--

(2) 育児休業制度

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

種 類	事 由	期 間	給 料
育児休業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で，職員の託児の態様，通勤の状況等から必要とされる時間	無給
新たに育児休業を取得した職員（平成 19 年度） 女性 57 人			

4 分限および懲戒処分

1 分限処分の状況

(平成 19 年度)

内 容	人 数	処分事由	根拠（地方公務員法）
休職	31 人	心身の故障	第 28 条第 2 項第 1 号

(注) 休職処分者数は，当該年度前に処分を受け，当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況

(平成 19 年度)

内 容	人 数	処分事由	根拠（地方公務員法）
免職	0 人	—	—
停職	1 人	法令違反，職務上の義務違反および全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	第 29 条第 1 項第 1 号 " 第 2 号 " 第 3 号
減給	6 人	法令違反，職務上の義務違反または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	第 29 条第 1 項第 1 号 " 第 2 号 " 第 3 号
戒告	3 人	法令違反，職務上の義務違反または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	第 29 条第 1 項第 1 号 " 第 2 号 " 第 3 号

5 服務

営利企業等従事許可の状況（平成19年度） 40件

（内訳）

・医師，看護師が高松市医師会看護専門学校等へ講師として任命されたことに伴う許可等	26件
・消防団員に消防団が任命したことに伴う許可等	6件
・その他	8件

6 研修および勤務成績の評定

研 修 名	期 間	受講人数 (人)
-------	-----	-------------

【自主研修】

	放送大学講座	6か月	3
	大学公開講座受講助成		8
	香川大学大学院地域マネジメント研究科 入学助成	2年間	2
自主研修合計			13

【職場研修】

	職場研修実施助成	9職場（3講座）	161
	スキルアップ研修（市民接遇）	16, 17, 18年度採用職員（行政職）	22
	スキルアップ研修（パワーポイント）	全職場	32
	スキルアップ研修（アクセス）	全職場	40
	スキルアップ研修（コーチング）	全職場	10
職場研修合計			265

【職場外研修】

【一般研修】	新規採用職員第Ⅰ部研修（一般行政）	9日間	30	
	新規採用職員第Ⅰ部（後期）研修	4日間	30	
	新規採用職員第Ⅰ部研修（専門）	4日間	33	
	新規採用職員第Ⅰ部研修（消防）	2日間	21	
	新規採用職員第Ⅱ部研修（一般行政）	3日間	30	
	新規採用職員第Ⅱ部 （老人福祉施設派遣）研修	2日間	30	
	新規採用職員第Ⅱ部研修（一般行政以外）	2日間	54	
	一般職員第Ⅰ部研修	2日間	5	
	一般職員第Ⅰ部（企業体験）研修	3日間	5	
	一般職員第Ⅱ部研修	2日間	38	
	一般職員第Ⅲ部研修	2日間×2回	80	
	係長級職員研修	3日間	39	
	管理職員研修	2回	290	
	専門職員研修	2日間	40	
	管理監督者（シリーズ）研修	7月～20年3月	15	
	一般研修合計			740
	【特別研修】	意思決定能力開発研修	2日間	37
パワーハラスメント研修		2.5時間	87	

	手話技術研修	3時間×3回	11
	メンタルタフネス研修	半日	39
	衛生管理研修	1.5時間	152
	安全管理研修	1.5時間	85
	退職準備研修	1日間×2回	142
	教養講演会	1.5時間	180
	接遇研修	3時間×2回	83
	男女共同参画推進研修	1日	39
	女性職員エンパワー研修	2日間	40
	住民と行政の協働研修	2日間	39
	公務員倫理研修	1日×3回	181
	特別研修合計		1,115
【派遣研修】	全国市町村国際文化研修所 (国際総合Cコース)	31日間	1
	自治大学校(第2部課程)	72日間	1
	市町村職員中央研修所研修	4日間～10日間	44
	全国市町村国際文化研修所研修	3日間～9日間	13
	香川縣市町村振興協会	1日間～3日間	159
	八市管理職員研修	1日間	16
	防火管理者講習会(再講習会含む)	半日～2日間	23
	四国地区管理監督者研修	3日間	1
	異業種交流による若手・中堅・管理職研修	3日間	5
	ライフプランセミナー	1日間×2回	27
	部長・部次長級職員先進都市実務派遣研修	2日間	3
	高松市企業代表者懇談会	3.5時間	9
	高松市・岡山市職員研修交流	1日	2
	その他の長期派遣研修	5日間以上	30
	派遣研修合計		334
職場外研修合計			2,189
総合計			2,467

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要

(平成19年4月1日現在)

実施日	12月1日			
対象者	職種	全職種(医師を除く。)		
	職位	課長級以下の職員		
評定者		(第一評定者)	(第二評定者)	(最終評定者)
	課長級	—	部次長	部長
	課長補佐級	課長	部次長	部長
	係長級	課長補佐	課長	部次長
一般職員	係長	課長補佐	課長	

(2) 勤務成績の評定結果の活用

勤務成績の評定結果は昇任・昇格や人事異動等の参考にしています。

7 福祉および利益の保護

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員またはその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合（学校職員については、公立学校共済組合）が制度を運用、実施しています。

このほか、職員は、（財）香川縣市町村職員互助会および高松市職員共済会に、また、商品供給事業や取次事業などを実施している高松市職員消費生活協同組合に加入しています。

福利厚生の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容
職員の保健等に関すること	<p>○職員健康診断等</p> <p>採用時検診，一般定期検診，特別定期健診（放射線取扱業務，有機溶剤取扱業務，特定化学物質取扱業務，塩酸等取扱業務，VDT操作業務，清掃深夜業務，病院業務など）その他検診（胃レントゲン検診，婦人科検診，乳ガン検診，大腸ガン検診，腰痛・指曲がり検診，皮膚科検診など），予防接種（破傷風，B型肝炎など），人間ドック</p> <p>○健康相談等</p> <p>健康・悩み事相談，メンタルヘルス相談など</p>
香川縣市町村職員共済組合（学校職員については、公立学校共済組合）	<p>○短期給付</p> <p>公務外の病気やケガの治療，出産，死亡，休業，災害時の給付</p> <p>○長期給付</p> <p>退職共済年金，障害共済年金・一時金，遺族共済年金</p> <p>○福祉事業</p> <p>保健事業（健康診断助成，保養宿泊施設利用助成など），宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成），貯金事業（普通貯金の受入れ），貸付事業（普通貸付，住宅貸付，災害貸付，医療貸付，入学・修学貸付など）</p>
高松市職員共済会	<p>○平成19年度事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付事業（結婚給付，弔慰給付など） ・貸付事業（生活資金貸付，住宅整備資金貸付など） ・保健事業（人間ドック費用助成，インフルエンザ予防接種費用助成など）

区 分	内 容
	・レクリエーション事業（芸術鑑賞・スポーツ観戦補助など）
香川縣市町村 職員互助会	○平成 19 年度事業内容 ・保健関係（人間ドック助成，妊婦検診助成） ・給付関係（入学祝金，死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上または通勤途上で負傷，疾病，死亡等の災害を受けた場合は，その者またはその者の遺族もしくは被扶養者に対し，損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき，専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成 19 年度）

公務災害	通勤災害	計
22 件	11 件	33 件

3 措置要求・不服申立て

職員は，公平委員会に対して，に給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

H18 年度末継続件数	H19 年度内要求件数	H19 年度内処理件数	H19 年度末継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

H18 年度末継続件数	H19 年度内要求件数	H19 年度内処理件数	H19 年度末継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件